

化学物質ガイドライン

(改訂2版)

制定 2013 年 8 月 2 日
(暫定版制定 2007 年 9 月 28 日)
改訂 2016 年 2 月 17 日

積水ハウス株式会社

目次

01. はじめに	・・・02
02. 用語の解説	・・・03
03. ガイドライン制定の目的	・・・04
04. 取り組みの優先順位	・・・04
05. ガイドラインの対象範囲	・・・04
06. 化学物質の管理レベルについて	・・・05
07. ガイドラインの運用	・・・06
08. ガイドライン対象化学物質	・・・08
09. 改訂履歴	・・・09
10. 問合せ先	・・・09

添付

積水ハウス化学物質報告 ver1.0.xls (マイクロソフトエクセル フォーマット)

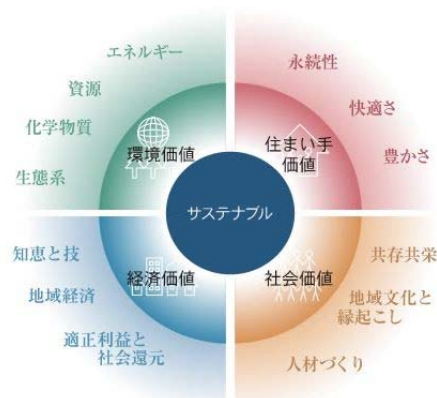
01.はじめに

化学物質に関する社会の動向

国を越境する大気汚染など、化学物質に対する社会の関心は年々高まり、会社経営に大きな影響を与える事故や事件も少なくありません。シックハウス症候群やアスベスト問題のように住宅業界で深く関連する化学物質に関する問題もあります。短期的なリスクマネジメントという視点からは化学物質に関する迅速かつ、正確な対応がこれまで以上に求められています。

サステナブル宣言

当社では2005年に「サステナブル宣言」を発表し、「住まい手価値」「環境価値」「社会価値」「経済価値」の4つのバランスをとって企業活動を進めることを表明しています。特に化学物質の扱いは、その有用性とリスクに鑑み、高度なバランスが必要な分野です。



4つの価値と13の指針

バリューチェーンにおいて経済的に実施可能な最良利用可能技法適用を検討(トレードオフ回避)

住宅産業は多くのサプライヤーの協力がなければ成り立たない産業ですが、逆に多くのサプライヤーへの働きかけも可能です。ガイドラインとして公表することで、一企業の取り組みではなく、サプライヤーも含んだ大きな活動に発展させることになると考えています。

ガイドラインは、広範囲なサプライヤーの企業活動を進めていく中で現実的な取り組むことができるよう、経済的に実施可能な最良利用可能技法適用を検討していくこと、それには、優先順位に応じた管理レベルの設定など、企業活動と化学物質対策のバランスを考慮した運用に努めていく必要があります、ガイドラインの適用が一助になるものと考えています。

02.用語の解説

1. 部材

当社に納入されるもの（仕掛品も含む）で、納入実績が数量で管理できている単位。

2. 部品

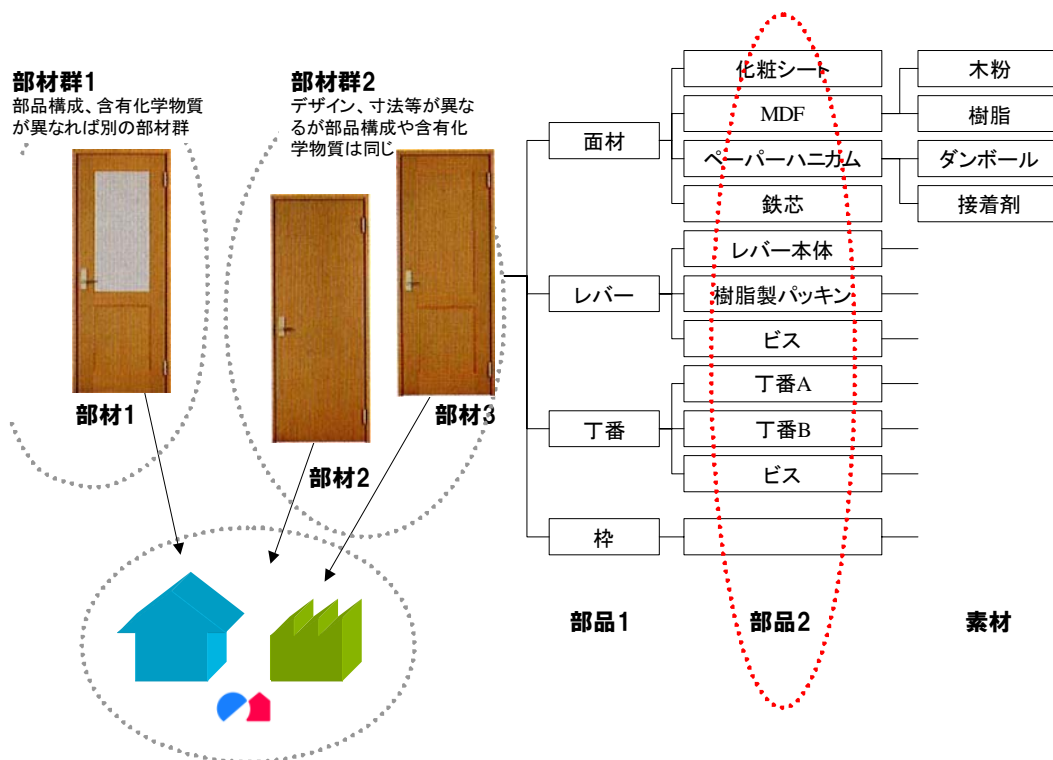
部材を構成する下位の単位で、開発担当者同士が個々の化学物質に関して具体的な削減など適切に実施可能な最良利用可能技法の適用を検討できる単位。目安としては下図の部品2のレベル。

3. 部材群

部品構成や含有化学物質がほぼ同じ部材の集合。寸法違いや左右違いなどの部材は群としてまとめることが可能です。色や仕上げの違い等により、部品構成や含有化学物質が異なる部材が、部材群の中である一定以上の割合を占める時は、別の部材群として扱って下さい。

4. 代表部材

部材群の中で最も出荷量が多い、もしくは多いと予測される部材。予測できない時は寸法や面積の中央値の部材やガイドライン対象物質を多く含有している部材を代表部材とします。



4. 意図的添加

製品の性能等を達成するために、設計図等に使用量が明記され、意識的に使用すること。

5. 非意図的含有

不純物や反応後の残渣など、意図せず含有されること。「不純物として含有されていることがわかっている化学物質」「反応性化学物質として投入される化学物質」「洗浄・脱脂工程など製造工程において住宅構成部材に接触する化学物質」

03.ガイドライン制定の目的

- ① 取り組み優先度の高い化学物質について削減も含めた適正管理を推進すること。
- ② 将来的なリスクに迅速に対応できるよう、化学物質の使用概要を把握しておくこと。

そのための具体的な手法としては

- ・ 膨大な数の化学物質の中から取り組みの優先順位を明確にする。
- ・ 化学物質の使用実態の全体像を把握する。
- ・ 化学物質の使用状況を把握する。

04.取り組みの優先順位

本ガイドラインを制定するにあたり、サステナブル宣言に基づき、「環境価値」「住まい手価値」「社会価値」「経済価値」のバランスを考慮しています。当社では化学物質に対して、環境価値の中で「自然界に異質で分解困難な物質の濃度を増やしつづけない」というビジョンを掲げていますが、取り組みの優先順位を検討するにあたり、以下の項目を考慮して、ガイドライン対象物質を制定しました。

- ・ 住宅の居住者や生産者、施工者等、人の健康に害を与える可能性が高いと指摘されている化学物質
- ・ 大気や水質、土壌など、自然環境を汚染する可能性が高いと指摘されている化学物質
- ・ 化学物質の関連法規の遵守、化学物質関連ガイドラインへの積極的対応
- ・ 社会全体の化学物質に対する動向

ガイドライン対象物質については、ビジョンおよび上記の点から、新たな知見や科学技術の進歩などによって、必要に応じ更新していきます。

05.ガイドラインの対象範囲

- ① 日本国の環境関連法で規定されている化学物質（放射性物質を除く元素及び化合物）、及び当社が指定する化学物質
- ② 日本国内の当社標準部材(当社住宅の補修や清掃などで使用する当社指定品を含む)に含有される、①の化学物質、部材の輸送に用いられる梱包材や識別のために貼付されるラベルなども含みます。
- ③ 日本国内の当社工場で使用される、①の化学物質全て

意図的添加の化学物質だけでなく、非意図的含有の化学物質も含みます。

06.化学物質の管理レベルについて

化学物質に対する取り組みの優先順位を明確にするために、化学物質のハザードやリスクに基づいた管理レベルを制定し、ガイドライン対象物質を分類しています。

レベル 1. 禁止物質

原則として使用を禁止する化学物質。法規制により、使用が禁止されている化学物質
化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（化審法）[第1種特定化学物質]/アスベスト/オゾン層破壊物質[すでに使用が禁止されているもの]

レベル 2. 優先取組物質

住宅産業として率先して取り組む必要のある物質など、リスクマネジメントの観点から選定した化学物質。使用量を把握し、使用量削減、代替物質への変更、管理体制の構築など積極的に対応を進める化学物質。

- 生活時の人体への曝露の可能性が高い化学物質で、自主基準値を設けるなど積極的な管理対象とする化学物質
 - ・シックハウス症候群等原因物質（推定物質も含む）
- 生活時の曝露の可能性は低いが、施工時などで作業者の防護処置を怠ると健康被害の可能性があり、代替え物質を検討するなど積極的な管理対象とする化学物質。
 - ・リフラクトリーセラミックファイバー
- 製品（建築物）の廃棄時（解体時など）で処理を誤ると、自然環境を汚染する可能性が高い化学物質であるが、生活時の曝露の可能性は極めて低く、性能と経済面とのバランスも考慮しながら、中～長期的視点での検討を進めていく化学物質。
 - ・土壌汚染対策法の指定物質の第二種特定有害物質（重金属等）

レベル 3. 監視物質

法律やガイドライン等を網羅的に検討して、将来的に問題となる可能性があると考えられる化学物質。対策の優先順位は低いと考えられるため、運用の効率を考慮して、意図的使用の有無を必要に応じ把握する。尚、当社工場で使用される特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律で規定される物質は全て制度に準拠した方法で把握する。

労働安全衛生法、家庭用品規制法、毒物及び劇物取締法（毒劇法）、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（化審法）、特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（PRTR法）、土壌汚染対策法、ダイオキシン類対策特別措置法、水質汚濁防止法、大気汚染防止法、特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律（オゾン層保護法）、地球温暖化対策の推進に関する法律、特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律（バーゼル法）、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃掃法）

07.ガイドラインの運用

①新規開発や大幅な仕様変更時

新規開発や大幅な仕様変更の際に、レベル1、2の化学物質の含有状況を確認する。

検討時期：新規開発時は企画設計 DR、仕様変更時は仕様変更依頼段階。

検討内容：レベル1の化学物質の含有が確認された時は、代替物質への変更等を検討する。

レベル2の化学物質の含有が確認された時は、代替物質への変更、もしくは適正な管理方法を検討する。

[安全データシート (SDS)]

使用目的： 化学物質に関する取組みを検討する際の基礎データとして使用する。

提出時期： 部材の新規開発や仕様変更時において仕様確定後に提出

提出・保管： 取引先→開発担当部所

②既存要素（運用維持管理）

[化学物質不使用保証]

目的： 取引先毎にレベル1の化学物質、レベル2の化学物質で使用していないものの不使用を保証する。

報告時期： 保証の内容に変更がある場合は、訂正した内容を変更の都度報告
(変更がない場合は提出不要)

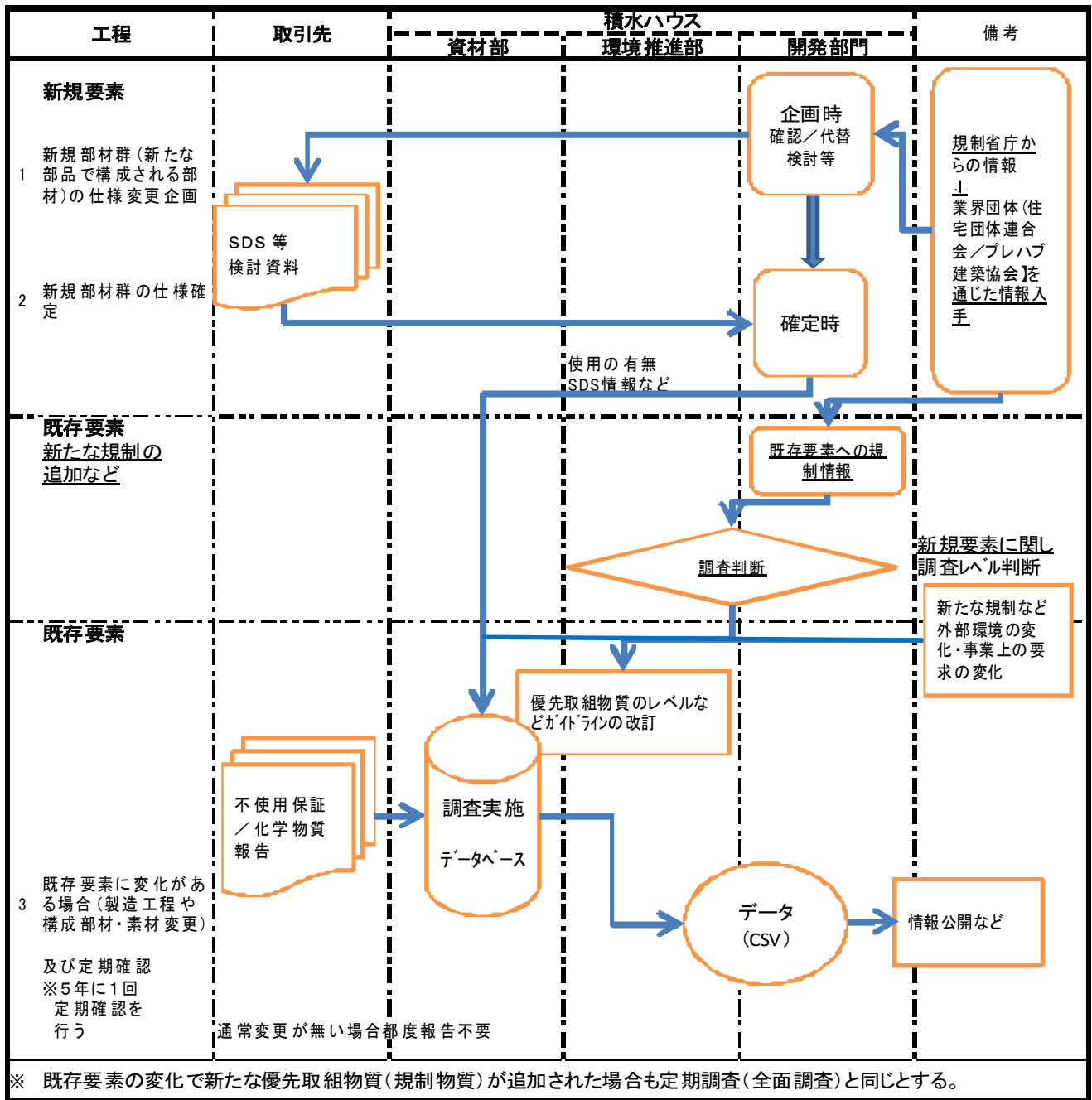
報告・管理： 取引先→資材部（データベース保管）

[化学物質報告]

使用目的： レベル1・2の化学物質の使用量／含有量構成の確認

報告時期： 定期 2014年末又は随時でも全面調査した場合を起算年として5年毎
随時 製品の製造工程や使用素材に変更があった場合（①以外時）に報告

報告・管理： 取引先→資材部（データベース保管）→環境推進部（報告データの連絡）



運用フロー図

2014 年末又は随時でも全面調査した場合を起算年として 5 年毎

レベル 1

①アスベスト：石綿健康被害防止法 大気汚染防止法 廃棄物処理法 建設基準法の規制対象<環境省>

参考 2013年時点で 石綿（アスベスト）＝クリソタイル（白石綿）、クロシドライト（青石綿）、アモサイト（茶石綿）、トレモライト・アンソフィライト・アクチノライトの6種類

②オゾン層破壊物質：オゾン層保護法（1988年制定）に基づく特定物質<経済産業省>

参考 モントリオール議定書附属書A、B、C及びEに属するグループ

③化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（化審法）【第1種特定化学物質】 <環境省>

参考 PCB（ポリ塩化ビフェニル）及び PCBと類似の性状を持つ化学物質

レベル 2

●積水ハウス指定物質

①ホルムアルデヒド

②トルエン

③キシレン

④エチルベンゼン

⑤スチレン

⑥アセトアルデヒド

⑦パラジクロロベンゼン

⑧テトラデカン

⑨クロルピリポリス

⑩フェノブカルブ

⑪ダイアジノン

⑫フタル酸ジ-n-ブチル

⑬フタル酸ジ-2-エチルヘキシル

⑭リフラクトリーセラミックファイバー

●土壌汚染対策法 [第二種特定物質]<環境省>

参考 2013年時点で六価クロム化合物などの10物質群

レベル 3

日本国の環境関連法で規定されている化学物質全て

09.改訂履歴

更新日	内容	作成	審査	承認
2007年09月28日	暫定版制定	木戸	乾	乾
2013年08月2日	暫定版の運用をベースに制定 対象化学物質の全面見直し	高橋	佐々木	石田
2016年02月17日	レベル2優先物質の基準を追加 随時調査に定期調査に相当する全面調査を追加			

10.問合せ先

積水ハウス株式会社 環境推進部

〒531-0076 大阪市北区大淀中 1-1-88 梅田スカイビル タワーイースト

TEL：06-6440-3047 FAX：06-6440-3350

担当：環境推進部 佐々木・高橋